参考資料２

こ 成 環 第 105 号
令和６年３月 30 日

各　都道府県知事　殿

こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

児童育成支援拠点事業の実施について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第 20 項に規定する市町村が実施する事業（以下「児童育成支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「児童育成支援拠点事業実施要綱」を定め、令和６年４月１日から適用することとしたので通知する。

ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

児童育成支援拠点事業実施要綱

１　事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

２　実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

３　事業の内容

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては（１）～（７）とし、地域の実情等に応じて（８）を実施する。

（１）～（７）の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

〈包括的に実施する内容〉

（１）安全・安心な居場所の提供

（２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用

品の使い方に関する助言等）

（３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）

（４）食事の提供

（５）課外活動の提供

（６）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

（７）保護者への情報提供 、相談支援

〈地域の実情等に応じて実施する内容事項〉

（８）送迎支援

４　対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

（１）食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者

（２）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者

（３）その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

５　実施方法

（１）定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね 20 人とする。

（２）職員配置、要件及び職務の内容

支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、１人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士の

いずれかの資格、教育職員免許法第４条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に２年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち１人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童５人に対し１人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、２人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が５人未満の場合は、職員のうち１人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

〈必須〉

①　管理者

（ア）職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う

（イ）要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

②　支援員

（ア）職務内容

児童や保護者への支援等を行う

（イ）要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

〈任意〉

③　心理療法担当職員

（ア）職務内容

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う

（イ）要件

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第２項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する１年以上の経験を有するもの

④　ソーシャルワーク専門職員

（ア）職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う

ア　学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

イ　児童の家庭への訪問を含めた支援

ウ　その他、居場所における児童に必要な支援

（イ）要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

（３）研修

職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

（４）開所日数

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週３日以上開所すること。

（５）開所時間

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業１日につき、８時間（原則 10 時から 18 時）

② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業１日につき、学校の授業の終了後から原則 18 時以降

（６）施設・設備

① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

６ 留意事項

（１）事業の実施により知り得た個人情報は、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。

（２）市町村及び児童育成支援拠点事業所は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握している児童の情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。その際、学校との連携を図る上で、学校運営協議会の仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であると考えられること。

（３）児童育成支援拠点事業所は、事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和６年３月 22 日付けこ成安第 36 号・５教参学第 39 号通知）

に従い、速やかに報告すること。また、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えること。

（４）児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第６条の３に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

（５）児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第９条の３に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

７　費　用

本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。